記載例15（認定販売）

運 営 管 理 規 程 （例）

（目的）

第１条　この規程は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「法」という。）第35条の６の規定に基づき、保安確保機器の設置及び管理の方法について定め、もって管理業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（保安確保機器の種類）

第２条　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第45条第１号及び第４号に定める機器のうち、認定対象消費者の供給設備及び消費設備に設置する機器は次の各号に定めるものとする。（実際に設置するものを適宜記載すること。）

（１）

（２）

（３）

（４）

（５）

（６）

２　規則第45条第３号の機器の設置場所（以下「集中監視センター」という。）は 　 であって次に掲げる所在地に設置するものとする。

　　名　　称：

　　所 在 地：

　　電話番号：

（特定保安情報の種類）

第３条　液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示（以下「告示」という。）第６条第２号に定める特定保安情報の種類は次の各号に掲げるものとする。

（１）

（２）

（３）

（４）

（５）

（６）

（７）

（８）

（監視する者の業務内容）

第４条　規則第46条第１号の監視する者（以下「監視員」という。）の業務内容は次の各号に定めるとおりとする。

（１）

（２）

（３）

（４）

（５）

（監視員の配置場所及びその体制）

第５条　監視員は、第２条第２項の集中監視センターに常時配置するものとする。

２　当該集中監視センターの監視員は当直により対応するものとし、 　 人での交代制とする。

（保安確保機器の設置の計画）

第６条　規則第45条第１号及び第４号の保安確保機器は、告示第５条の基準に適合するよう設置するものとし、毎年度初に当該年度に設置期限が満了となる機器、交換を要する一般消費者等の氏名及び住所をとりまとめ、 　 月から 　 月までの間に適宜交換を行うものとする。

（附則）

この運営管理規程は令和　 年　 月　 日から施行する。

|  |
| --- |
| （注）保安確保機器の設備及び管理の方法について変更があった場合には、本運営管理規程を直ちに改定すること。 |